

令和 2 年 5 月 7 日

保護者 各位

佐賀大学教育学部附属特別支援学校長

臨時休業からの学校再開について(お知らせ)

新緑の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

まだ全国的には新型コロナウイルスの緊急事態宣言は延長されておりますが、一方で、文部科学省の懇談会は、5月1日付で「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」をだしました。その中に「段階的に実施可能な教育活動を開始し、再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」と記されています。また、佐賀県内では、民間の店舗・施設、県立図書館等の施設、市町の小中学校・県立学校が段階的に再開されることになりました。

このような動きを受けて、大学本部の指示により、本校でも学校を再開することにいたしました。

学校を再開するにあたって、本校でもさらに校内での感染症予防対策を徹底してまいります。これからも保護者の皆様に、いろいろとご負担をおかけすることになりますが、どうかよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点などありましたら、遠慮なく学校までお問い合わせください。

記

1. 臨時休業の延長と学校再開について

令和2年5月13日(水)まで臨時休業を延長します。

令和2年5月14日(木)より学校を再開し、通常授業を行います。

2. 留意事項

- ① 本校教職員は、朝8時30分より職員朝礼を行っています。したがって、玄関入り口での児童生徒の受け入れは8時40分頃からをお願いします。
(昨年度の中・高等部の仮移転中の時から変更いたします。)
- ② 給食の開始は5月14日(木)です。
- ③ 5月14日(木)までに、家庭の方で児童生徒の早寝・早起き等の生活習慣を整えていただき、あわせて健康状態の観察、体調の管理をお願いします。
- ④ もし、児童生徒に強いストレス等からくる不安や体調不良が見られる場合には、担任までお知らせください。
- ⑤ 学校再開後、しばらくの間は、児童生徒が規則正しい生活習慣を確立し、学校やクラスにも慣れ、落ち着いた学校生活のもとで学習に取り組めることを目標にして重点的に指導・支援を行っていきます。
- ⑥ 5月以降の学校行事については、しばらくの間は、やむを得ず中止・短縮・延期などの措置をとることがあります。(運動会についてはすでに中止のお知らせをいたしました。)
- ⑦ もし、児童生徒やその家族が、感染した場合、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることになった場合は、ただちに学校までお知らせください。

裏面に続きます

- ⑧ もし、本校の児童生徒や教職員の中に感染者が確認された場合、または濃厚接触者が特定された場合は、ただちに臨時休業に入ります。

【下記の文は、4月の新学期前に配付した文書の内容から抜粋して再掲載しています。再確認としてお読みください。】

3. 児童生徒の感染防止に関する保護者へのお願い

(1) 家庭での健康調査

ア. 保護者の方で、就寝前と登校前の朝夕2回の検温と風邪症状の確認をお願いします。2回の検温の結果は、「健康観察チェック表」に記録してください。

イ. 家族の中に発熱等の風邪症状の方がおられれば、「健康観察チェック表」に記入してください。

(2) 登下校

ア. 自転車や徒歩通学の生徒を除き、できるだけ保護者(または放課後等デイサービス事業所)の送迎をお願いします。事情がある場合は、公共交通機関を使っての登下校を認めます。担任にご相談ください。

イ. 登下校中は、必ず全員マスク着用をお願いします。

(3) 校内

ア. 校内では、原則として全員マスク着用をお願いします。

(4) 放課後等デイサービス事業所との連携

ア. 放課後等デイサービス事業所における児童生徒の健康状態についても、保護者から学校側に情報提供をお願いします。

4. 発熱等風邪症状の見られる児童生徒の取り扱い

(1) 発熱等の風邪症状

ア. 発熱等の風邪症状が見られるときは「欠席」とはせずに「出席停止」とします。ただし、感染していてもすぐに発熱しない場合があり、咳や味覚・嗅覚の異常、倦怠感等を含めて風邪症状と考えます。

イ. たとえ、すぐに熱が下がるなどして体調が回復傾向にあっても、経過観察をお願いします。発症日から起算して4日間は自宅療養をお願いし、「出席停止」とします。

(2) 新型コロナウイルス感染または濃厚接触者

ア. 感染が判明した場合は、治癒するまで「出席停止」とします。

イ. 濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間、「出席停止」とします。